

社会福祉法人三重清暉会 評議員・役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重清暉会定款第8条及び第21条に規定する報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、評議員、役員とする。

2 施設の職員を兼務する者は、この規程を適用しない

(評議員報酬等の額)

第3条 評議員に対して、その職務を執行するために諸会議に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払う。ただし、遠隔地から出席するために特別の経費を必要とする場合には、出張旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

(役員報酬等の額)

第4条 役員に対して、その職務を執行するために諸会議・監査等に出席したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。ただし、遠隔地から出席するために特別の経費を必要とする場合には、出張旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができるものとする。

(出張旅費)

第5条 評議員、役員がその業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

評議員・役員報酬規程

別表1（第3条関係 日額）

名 称	報酬額	弁償費
評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円

別表2（第4条関係 日額）

名 称	報酬額	弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	8,000円	2,000円

別表3（第5条関係 日額）

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
8,000円	実 費	実 費	実 費